

平成24年度 美幌町水道事業水質検査頻度及び設定理由

項目	基準値	平成21年度	平成22年度	平成23年度	1/5		1/10	原則 検査頻度	1/5 超過	1/10超過 1/5以下	1/10 以下	検査頻度 採水場所	年間検査回数 美幌町役場 給水柱	設定理由	原則検査頻度を減した場合 次回の検査年度
					1年1回頻度可	3年1回頻度可									
1 一般細菌	100個/m以下	2	0	0	検査回数減不可		月1回	-	-	-	月1回	12	法令通り毎月検査		
2 大腸菌	不検出	不検出	不検出	不検出	検査回数減不可		月1回	-	-	-	月1回	12	法令通り毎月検査		
3 カドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下	-	<0.0003	<0.0003	0.0006	0.0003	3ヶ月 1回以上	-	-	-	3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査(基準値変更のため)		
4 水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	-	<0.00005	-	0.0001	0.00005		3年1回	-	1/10以下で水源に汚染生のおそれがないので3年に1回	平成25年度				
5 セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	-	<0.001	-	0.002	0.001		3年1回	-	1/10以下で水源に汚染生のおそれがないので3年に1回	平成25年度				
6 鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	-	<0.001	-	0.002	0.001		3年1回	-	1/10以下で水源に汚染生のおそれがないので3年に1回	平成25年度				
7 ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	-	<0.001	-	0.002	0.001		3年1回	-	1/10以下で水源に汚染生のおそれがないので3年に1回	平成25年度				
8 六価クロム化合物	0.05mg/l以下	-	<0.005	-	0.01	0.005		3年1回	-	1/10以下で水源に汚染生のおそれがないので3年に1回	平成25年度				
9 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	検査回数減不可			-	-	-	3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査		
10 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下	0.29	0.27	0.48	2	1		月1回	12	水源に汚染のおそれがないが安全確認のため今まで通り毎月検査					
11 フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	-	<0.08	-	0.16	0.08		3年1回	-	1/10以下で水源に汚染生のおそれがないので3年に1回	平成25年度				
12 ホウ素及びその化合物	1mg/l以下	-	<0.02	-	0.2	0.1		3年1回	-	1/10以下で水源に汚染生のおそれがないので3年に1回	平成25年度				
13 四塩化炭素	0.002mg/l以下	-	<0.0002	-	0.0004	0.0002		3年1回	-	1/10以下で水源に汚染生のおそれがないので3年に1回	平成25年度				
14 1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下	-	<0.0005	-	0.01	0.005		3年1回	-	1/10以下で水源に汚染生のおそれがないので3年に1回	平成25年度				
15 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	0.008	0.004		3年1回	-	1/10以下で水源に汚染生のおそれがないので3年に1回	平成25年度				
16 ジクロロメタン	0.02mg/l以下	-	<0.001	-	0.004	0.002		3年1回	-	1/10以下で水源に汚染生のおそれがないので3年に1回	平成25年度				
17 テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	-	<0.0005	-	0.002	0.001		3年1回	-	1/10以下で水源に汚染生のおそれがないので3年に1回	平成25年度				
18 トリクロロエチレン	0.01mg/l以下	-	<0.0005	-	0.002	0.001		3年1回	-	1/10以下で水源に汚染生のおそれがないので3年に1回	平成25年度				
19 ベンゼン	0.01mg/l以下	-	<0.001	-	0.002	0.001		3年1回	-	1/10以下で水源に汚染生のおそれがないので3年に1回	平成25年度				
20 塩素酸	0.6mg/l以下	<0.06	<0.06	<0.06	検査回数減不可			-	-	-	3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査		
21 クロロ酢酸	0.02mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	検査回数減不可			-	-	-	3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査		
22 クロロホルム	0.06mg/l以下	0.002	0.002	0.002	検査回数減不可			-	-	-	3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査		
23 ジクロロ酢酸	0.04mg/l以下	0.003	0.002	0.002	検査回数減不可		-	-	-	3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査			
24 ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	検査回数減不可		-	-	-	3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査			
25 臭素酸	0.01mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	検査回数減不可		-	-	-	3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査(次亜塩素酸ナトリウム使用)			
26 総トリハロメタン	0.1mg/l以下	0.002	0.002	0.002	検査回数減不可		-	-	-	3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査			
27 トリクロロ酢酸	0.2mg/l以下	0.003	0.003	0.002	検査回数減不可		-	-	-	3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査			
28 プロモジクロロメタン	0.03mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	検査回数減不可		-	-	-	3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査			
29 プロモホルム	0.09mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	検査回数減不可		-	-	-	3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査			
30 ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	<0.003	<0.003	<0.003	検査回数減不可		-	-	-	3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査			
31 亜鉛及びその化合物	1mg/l以下	-	0.003	-	0.2	0.1	3年1回	-	1/10以下で水源に汚染生のおそれがないので3年に1回	平成25年度					
32 アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	0.01	0.03	0.02	0.04	0.02	3ヶ月1回	4	性状確認のため年4回(PAC使用)						
33 鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	0.01	0.01	0.02	0.06	0.03	月1回	12	性状確認のため今まで通り毎月検査						
34 銅及びその化合物	1mg/l以下	-	0.001	-	0.2	0.1	3年1回	-	1/10以下で水源に汚染生のおそれがないので3年に1回	平成25年度					
35 ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	-	5.73	-	40	20	3年1回	-	1/10以下で水源に汚染生のおそれがないので3年に1回	平成25年度					
36 マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	-	<0.001	-	0.01	0.005	3年1回	-	1/10以下で水源に汚染生のおそれがないので3年に1回	平成25年度					
37 塩化物イオン	200mg/l以下	12.2	11.4	11.3	検査回数減不可		概ね月1回	-	-	-	月1回	12	法令通り毎月検査		
38 カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下	-	16.8	-	60	30	3ヶ月1回以上	-	-	-	3年1回	-	1/10以下で水源に汚染生のおそれがないので3年に1回	平成25年度	
39 蒸発残留物	500mg/l以下	101	88	95	100	50	3ヶ月1回以上	-	-	-	3ヶ月1回	4	性状確認のため年4回		
40 陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	-	<0.02	-	0.04	0.02	3年1回	-	-	-	3年1回	-	1/10以下で水源に汚染生のおそれがないので3年に1回	平成25年度	
41 ジェオスミン	0.00001mg/l以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	0.000002	1E-06	藻の発生する時期	年1回	-	-	年1回	-	藻の発生する時期性状確認のため年1回		
42 2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	0.000002	1E-06	月1回	年1回	-	-	年1回	-	藻の発生する時期性状確認のため年1回		
43 非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	<0.005	<0.005	<0.005	0.004	0.002	3ヶ月1回	-	1/2以下	-	年1回	1	今まで検出されることがなく、1/2以下で水源に汚染のおそれがないが1年に1回	平成25年度	
44 フェノール類	0.005mg/l以下	-	<0.0005	-	0.001	0.0005	1回以上	3年1回	-	-	3年1回	-	1/10以下で水源に汚染生のおそれがないので3年に1回	平成25年度	
45 有機物(TOC)	3mg/l以下	0.8	0.5	0.4	検査回数減不可		概ね月1回	-	-	-	月1回	12	法令通り毎月検査		
46 pH値	5.8~8.6	6.6~7.1	6.6~7.1	6.5~7.3	検査回数減不可		概ね月1回	-	-	-	月1回	12	法令通り毎月検査		
47 味	異常でない	異常なし	異常なし	異常なし	検査回数減不可		概ね月1回	-	-	-	月1回	12	法令通り毎月検査		
48 臭気	異常でない	異常なし	異常なし	異常なし	検査回数減不可		概ね月1回	-	-	-	月1回	12	法令通り毎月検査		
49 色度	5度以下	<1	<1	<1	検査回数減不可		概ね月1回	-	-	-	月1回	12	法令通り毎月検査		
50 濁度	2度以下	<0.1	<0.1	<0.1	検査回数減不可		概ね月1回	-	-	-	月1回	12	法令通り毎月検査		

注1 過去の成績については、平成24年3月現在までの成績です。
 注2 毎月検査、年4回検査については年間の最大値、年1回検査についてはその値を記載。
 注3 省略不可能項目の検査頻度については、毎月検査項目については1ヶ月に1回、基本頻度の項目は3ヶ月に1回実施。

1日1回行う検査

項目	1日1回行う検査項目	年間検査回数
1	色	365
2	濁り	365
3	消毒の塩素効果(残留塩素)	365

